

# 退職手当等に対する退職所得控除額

法人として、「退職所得の受給に関する申告書」が提出されていることが前提

(1) 退職する人の勤続年数を計算します。

勤続年数とは、原則として、退職手当等の支払者の下で退職の日まで引き続き勤務した期間（以下「勤続期間」といいます。）の年数（勤続期間に1年に満たない端数があるときは1年に切り上げます。）です。なお、支払者の下で勤務した期間には、支払者が相続人である場合の被相続人、支払者が合併法人である場合の被合併法人または支払者が分割承継法人である場合の分割法人の下で勤務した期間を含みます。

(2) 上記(1)で計算した勤続年数に応じて、次の表により退職所得控除額を計算します。

<退職所得控除額の計算の表>

勤続年数 (=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円+70万円×(A-20年)

なお、退職所得の受給に関する申告書がない場合は、退職手当等の支給額に20.42パーセントの税率を乗じて計算した所得税および復興特別所得税の額(1円未満の端数は切り捨てます。)が源泉徴収されます。その他、詳しくは国税庁ホームページを参照してください。

## 具 体 例

(例1) 退職金の支給額が800万円、勤続期間が10年2ヶ月の場合

- イ. 勤続年数は、11年になります。(1年未満の端数は1年切上げ)
- ロ. 退職所得控除額 40万円×イの勤続年数=40万円×11年=440万円

(例2) 退職金の支給額が2,300万円、勤続期間が29年2ヶ月の場合

- イ. 勤続年数は、30年になります。(1年未満の端数は1年切上げ)
- ロ. 退職所得控除額 800万円+70万円×(イの勤続年数-20年)